

令和7年9月26日
熊本県循環社会推進課

個別計画改定の方針等について

1 熊本県バイオマス活用推進計画

（次期計画「第7章バイオマス活用の推進に向けた取組み」として位置づけ）

- 国のバイオマス活用推進基本計画改定に伴う「下水道バイオマスリサイクル」に関する事項の追記。
- サーキュラーエコノミー推進に係る、バイオマス分野の取組み（役割）を整理。

2 熊本県災害廃棄物処理計画

（次期計画「第8章災害廃棄物の処理に関する事項」として位置づけ）

- 国の災害廃棄物等の発生量の推計方法見直しに伴う、本県で想定される災害における災害廃棄物発生推計量の見直し。
- 令和6年能登半島地震以降発出された、国通知、マニュアル等（主に公費解体関連）の内容を追記。
- 令和7年8月10日からの大雨対応を踏まえた、反省点・改善点を追記。

3 熊本県長期広域化・集約化計画

【次期計画「第9章一般廃棄物処理施設に関する事項」として位置づけ】

- 令和6年3月に環境省から発出された通知を受けて新たに策定。（当該計画の策定により、市町村が行う施設整備事業への交付金である循環型社会形成交付金の交付率嵩上げの対象になる可能性がある。）
- 県内のごみ処理体制（焼却施設、資源化施設）に係るブロック区割り3案についてコスト比較（運搬、施設の建設及び維持管理）を実施。最も低コストである案をブロック案（全5ブロック）とし、施設整備スケジュールを併せて作成。
- 当面は各市町村等が現時点で計画している施設整備計画に沿う形で策定。なお、計画期間が2050年度までと長期であり将来の予測が難しいため、5年毎の見直しの際に各市町村等の意見を反映させていく。